

# 平成十三年法律第八十六号

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (政策評価の在り方)

目次	平成十三年法律第八十六号 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (政策評価の在り方)
第一章 総則(第一条—第四条)	第二章 政策評価に関する基本方針(第五条)
第二章 政策評価に関する基本方針(第五条)	第三章 行政機関が行う政策評価(第六条—第十二条)
第三章 行政機関が行う政策評価(第六条—第十二条)	第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条—第十八条)
第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条—第十八条)	第五章 雜則(第十九条—第二十二条)
第五章 雜則(第十九条—第二十二条)	附則
附則	第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようすることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く)。

二 宮内庁並びに内閣府設置法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる同法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く)及び警察庁。

三 デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁。

四 各省(国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第六号に掲げる機関を除く)。

五 公害等調整委員会

六 原子力規制委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案

をする行政上の連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

(政策評価の在り方)

第二条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又是及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他の当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るために、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握するこ

と。二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(政策評価の結果の取扱い)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に關係する政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なもの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

二 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策評価の実施に関する基本的な方針

二 政策評価の観点に関する基本的な事項

三 政策効果の把握に関する事項

四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八 インターネットの利用その他の方法による政策評価の実施に関する重要な事項

九 その他政策評価の実施に関する基本的な事項

一〇 政策評価の実施体制に関する事項

一一 その他政策評価の実施に関する必要な事項

一二 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

一三 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一四 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一五 行政機関が行う政策評価(以下「基本計画」といふ。)

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

二 基本計画においては、次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

一 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内における政策を定めなければならぬ。

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

一 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内における政策を定めなければならぬ。

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

一 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内における政策を定めなければならぬ。

九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

一〇 政策評価に関する情報の公表に関する事項

一一 その他政策評価の実施体制に関する事項

一二 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一三 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一四 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一五 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一六 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一七 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

一八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

一九 その他政策評価の実施に関する事項

二〇 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を發揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行つたときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 政策評価の対象とした政策

二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三 政策評価の観点

四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料

七 政策評価の結果

二 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第十二条 総務省が行う政策の評価

二 行政機関における政策評価の結果の政  
策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(総務省が行う政策の評価)

第十三条 総務省は、二以上の行政機関に共通する見地から評価する必要があると認めるものに

ついて、統一性又は総合性を確保するための評

価を行うものとする。

二 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢

により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めると、又は行政機関から要請があつた場合において当該行政機関と共にして評価を行つた必要があると認めるときは、当該行政機関

の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行ふものとする。

三 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十四条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間にについての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならぬ。

(前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。)

一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針

二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要な事項

三 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十六条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行つたときは、第十条第二項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

(評価書の作成等)

第十七条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該意見の内容を公表しなければならない。

(勧告等)

いて、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

二 独立行政法人（独立行政法人則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の業務

二 法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業

務

一 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため

に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

二 総務大臣は、第十二条第一項及び第十二条第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第一号の規定による評価及び監視との連携を確保するよう努めなければならない。

三 総務大臣は、第十二条第一項第一号の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第一号の規定による評価及び監視との連携を確保するよう努めなければならない。

四 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その設立による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

五 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対する必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

六 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行つたときは、第十条第二項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

(評価書の作成等)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項第一号の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第一号の規定による評価及び監視との連携を確保するよう努めなければならない。

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価（以下「政策評価等」という。）の実施状況並びにこれら

の結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第二十条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に從事する職員の人事の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(政策評価等に関する情報の活用)

二 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

(所在に関する情報の提供)

二 総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間に

おける政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に關し必要な措置を講ずるものとする。

(所在に関する情報の提供)

二 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該意見の内容を公表しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日か

